

仙台市消防局訓令第九号

予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市消防局長 千葉弘樹

予防査察規程の一部を改正する訓令

予防査察規程（平成六年仙台市消防局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(査察対象物)</p> <p>第三条 この訓令による査察の対象となる<b>防火対象物</b>（以下「査察対象物」という。）の区分は、別表のとおりとする。</p> <p>(査察員)</p> <p>第四条 この訓令による査察に従事する消防職員（以下「査察員」という。）は、一般査察員、指定査察員及び特定査察員とする。</p> <p>2 前項の査察員は、当該消防署の消防職員をもって充てる。</p> <p>3 査察員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の査察に従事するものとする。</p> <p>一 一般査察員 当該消防署の管轄区域内における査察</p> <p>二 指定査察員 前号に掲げる区域内の査察対象物のうち、消防法等違反の処理に関する規程（昭和四十八年仙台市消防局訓令第四号。以下「違反処理規程」という。）に定める違反の処理が必要なもの並びに火災発生の危険及び人命に対する危険の大きいものの査察</p> <p>三 特定査察員 <b>前各号</b>に定める査察の統括及び指導</p> <p>4 消防局長（以下「局長」という。）又は消防署長（以下「署長」という。）は、特に必要があると認めるときは、査察員以外の消防職員を査察に従事させることができる。</p> <p>(業務管理等)</p> <p>第五条の二 署長は、次の各号に定めるところにより査察に係る業務管理を行わなければならない。</p> <p>一 査察対象物の規模、構造、用途、自主防火管理の状況等から出火危険、人命危険等を考慮し、効率的な査察を行い、積極的に安全の確保を図ること</p> <p>二 行政責任を十分認識するとともに、世論の動向等を的確に洞察して、常に社会情勢に対応した査察の推進に努めること</p> <p>三 査察業務量及び執行体制を勘案して、査察事項を限定した査察を行うなど効果的な査察の実施に努めること</p> <p>四 査察技術の向上のため、<b>査察係員</b>に対し研修を行い、<b>査察員の資質</b>向上を図るよう努めること</p> <p>五 違反の撲滅を図るため、違反処理や上位措置への移行など業務の<b>進行管理</b>に努めること</p> <p>2 署長は、消防司令補の階級にある者で一般査察員であるものの中から予防担当主任を指定し、特定査察員の業務を補佐させるものとする。</p> <p>(査察の種類)</p> <p>第六条 査察の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 定期査察 <b>第十条に規定する</b>査察実施計画に基づき、第十一条に規定する査察事項について、定期的に行う査察をいう。</p> <p>二 特別査察 <b>査察対象物のうち局長又は署長が特に査察の</b></p>	<p>(査察対象物)</p> <p>第三条 この訓令による査察の対象となる<b>消防対象物</b>（以下「査察対象物」という。）の区分は、別表のとおりとする。</p> <p>(査察員)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>三 特定査察員 <b>前二号</b>に定める査察の統括及び指導</p> <p>4 [略]</p> <p>(業務管理等)</p> <p>第五条の二 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>四 査察技術の向上のため、<b>査察員</b>に対し研修を行い、<b>その資質</b>の向上を図るよう努めること</p> <p>五 違反の撲滅を図るため、違反処理や上位措置への移行など業務の<b>進捗管理</b>に努めること</p> <p>2 [略]</p> <p>(査察の種類)</p> <p>第六条 査察の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 定期査察 <b>年間の</b>査察実施計画に基づき、第十一条に規定する査察事項について、定期的に行う査察をいう。</p> <p>二 特別査察 <b>年間の査察実施計画とは別に、局長又は署長が</b></p>



業務指針等を踏まえ、年間\_\_査察実施計画を作成し、毎年四月二十日までに局長に提出しなければならない。

2 査察員は、前項の\_\_年間\_\_査察実施計画に基づき、当該年度に査察する査察対象物を仙台市火災調査規程（平成十八年仙台市消防局訓令第五号）第二条第十七号に規定する仙台市総合消防情報システム（第十三条の三及び第十三条の四において「システム」という。）により抽出するとともに、当該査察対象物の状況を把握しなければならない。

3 署長は、効果的な査察を実施するため必要があると認めるときは、第一項の年間\_\_査察実施計画を変更することができる。  
(査察事項)

第十一条 査察は、査察対象物の全部又は一部につき次の各号に掲げる事項（以下「査察事項」という。）について行う。

- 一 防火管理者、危険物取扱者等
- 二 消防計画及び予防規程
- 三 自衛消防組織及び消防訓練
- 四 消防用設備等及び危険物施設の点検
- 五 防火区画、階段、内装、非常用進入口等
- 六 火気使用施設及び器具
- 七 電気施設及び器具
- 八 消防用設備等
- 九 危険物、指定可燃物及びこれらの関係施設
- 十 ガス関係施設及び火薬関係施設
- 十一 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要と認められる事項

2 前項の査察事項のうち、署長が関係者等\_\_による適切な自主管理が行われていると認める事項又は査察対象物の実態等から必要がないと認める事項については、査察を省略することができる。

(関係者\_\_の育成指導)

第十二条 局長及び署長は、関係者等による自主的な防火管理を促進するため、講習会等の実施その他の方法により、関係者等の防火管理に関する知識の普及及び意識の啓発を図らなければならない。

(査察の検証等)

第十三条の二 署長は、四半期ごとに、第十条第一項の年間査察実施計画に基づく査察が効率的かつ効果的に実施されているかどうか検証しなければならない。

2 署長は、四半期ごとに、前項の規定による検証の結果を局長に報告しなければならない。

(査察の結果の入力)

第十三条の三 査察員は、査察を実施したときは、遅滞なく、その結果をシステムに入力しなければならない。

(査察の結果の集計及び通知)

第十三条の四 局長は、前条の規定によりシステムに入力された査察の結果を月ごとに集計する\_\_とともに、集計した査察の結果を署長に通知するものとする。

[追加]

業務指針等を踏まえ、年間の査察実施計画を作成しなければならない。

2 署長は、前項の規定により作成した年間の査察実施計画を毎年四月二十日までに局長に提出しなければならない。

3 署長は、効果的な査察を実施するため必要があると認めるときは、第一項の年間の査察実施計画を変更することができる。  
(査察事項)

第十一条 [略]

2 前項の査察事項のうち、署長が関係者又は特定の事業者（以下「関係者等」という。）による適切な自主管理が行われていると認める事項又は査察対象物の実態等から必要がないと認める事項については、査察を省略することができる。

(関係者等の育成指導)

第十二条 局長及び署長は、関係者等による自主的な防火管理を促進するため、査察等の機会を捉え、関係者等の防火管理に関する知識の普及及び意識の啓発を図らなければならない。

[削る]

[削る]

(査察の結果の入力)

第十三条の二 査察員は、査察を実施したときは、遅滞なく、その結果をシステムに入力しなければならない。

(査察の結果の集計及び報告)

第十三条の三 署長は、前条の規定によりシステムに入力された査察の結果を月ごとに集計し、四半期ごとに局長に報告するとともに、集計した査察の結果を基にその進捗について管理するものとする。

(査察の検証等)

第十三条の四 署長は、四半期ごとに、年間の査察実施計画に基づく査察が効率的かつ効果的に実施されているか検証しなけ

(査察結果通知書の交付)

第十四条 査察員は、査察の結果、不備事項が確認されたときは、次条の規定により指導書を交付する場合を除き、当該不備事項を記載した予防査察結果通知書（以下「通知書」という。）を関係者等に交付し、不備事項の改善を促すことができるものとする。ただし、不備事項が特に軽微であるときは、口頭の通知をもって通知書の交付に代えることができる。

2 前項の場合において不備事項につき異例な事情又は疑義があるときは、査察員は、署長に報告しなければならない。この場合において、署長の指示があるまでは、通知書を交付してはならない。

(指導書の交付)

第十五条 署長は、査察の結果、次の各号のいずれかに該当するとき（第三号に該当する場合にあっては、確認査察を実施したときに限る。）は、関係者等に指導書を交付し、期限を定めて不備事項の速やかな改善を促すことができるものとする。

一 前条第二項前段に規定する場合において、署長が速やかな改善を促す必要があると認めるとき

二 重大な違反又は不備事項が確認されたとき

三 不備事項の改善が十分でないと認めるとき又は次条に定める改善計画書等の提出がなされないとき

四 前三号に掲げるもののほか、署長が特に改善を促す必要があると認めるとき

(改善計画書等の提出)

第十六条 署長は、通知書を交付した場合で改善状況を確認する必要があると認めるときは、関係者等に対して改善計画書等の提出を求めるものとする。

[追加]

[追加]

[追加]

[追加]

[追加]

[追加]

(改善指導及び違反処理)

第十七条 査察員は、関係者等に違法又は不備事項の改善を促すときは、具体的な改善策を教示し、自主的な改善が図られるように努めなければならない。

2 署長は、違反の状況を総合的に勘案し、火災予防上必要があると認めるときは、違反処理規程の例により必要な措置を講ずるものとする。

[追加]

ればならない。

(査察結果通知書の交付)

第十四条 査察員は、査察の結果、不備事項が確認されたときは、第十六条の規定により指導書を交付する場合を除き、当該不備事項を記載した予防査察結果通知書（以下「通知書」という。）を関係者等に交付し、不備事項の改善を促すものとする。ただし、不備事項が特に軽微であるときは、口頭の通知をもって通知書の交付に代えることができる。

2 [略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(改善計画書等の提出)

第十五条 署長は、通知書を交付した場合は、改善状況を確認するものとする。

2 改善状況の確認に当たっては、関係者等に対して改善計画書等の提出を求めるものとする。ただし、署長が文書により改善状況を確認する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(指導書の交付)

第十六条 署長は、査察の結果、次の各号のいずれかに該当するとき（第三号に該当する場合にあっては、確認査察を実施したときに限る。）は、関係者等に指導書を交付し、期限を定めて不備事項の速やかな改善を促すものとする。

一 第十四条第二項前段に規定する場合において、署長が速やかな改善を促す必要があると認めるとき

二 重大な違反又は不備事項が確認されたとき

三 不備事項の改善が十分でないと認めるとき又は前条第二項の改善計画書等の提出がなされないとき

四 前三号に掲げるもののほか、署長が特に改善を促す必要があると認めるとき

(改善指導及び違反処理)

第十七条 査察員は、関係者等に不備事項の改善を促すときは、具体的な改善策を教示し、自主的な改善が図られるように努めなければならない。

2 署長は、違反の状況を総合的に勘案し、火災予防上必要があると認めるときは、違反処理規程に基づき必要な措置を講ずるものとする。

3 署長は、不備事項の改善が完了するまで計画的な進捗管理を行うものとする。

別表（第三条，第七条 関係）

区分	用途規模等	実施頻度
1号査察対象物	法第8条の2の3第1項の規定による特例認定を受けた防火対象物	当該特例認定後3年に1回以上
2号査察対象物	ア 第17条第2項の規定による措置又は法第5条の3第1項の規定による命令に係る防火対象物	随時（違反処理又は是正指導を行うために必要な回数）
	イ 法第8条の2の2の規定による定期の点検及び報告が必要な防火対象物，法第11条第1項の許可に係る製造所，貯蔵所又は取扱所（以下「危険物製造所等」という。）その他火災が生じた場合に社会的影響が大きい防火対象物で署長が必要と認めるもの（1号査察対象物に該当するものを除く。）	3年（危険物製造所等にあつては，2年）に1回以上
3号査察対象物	ア 法第8条第1項の防火管理者が必要な防火対象物，消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第36条第2項第1号に掲げる防火対象物又は火災予防規程（昭和48年仙台市消防局告示第1号）第12条の2に定める防火対象物（1号査察対象物，2号査察対象物及びイに該当するものを除く。）	特定防火対象物については2年に1回以上，非特定防火対象物については3年に1回以上
	イ 令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物（2号査察対象物アに該当するものを除く。）	随時（火災予防のために必要な回数）
4号査察対象物	第1号査察対象物，第2号査察対象物及び第3号査察対象物のいずれにも該当しないもの	3年に1回以上
[追加]		
[追加]		

別表（第三条，第七条，第九条の三関係）

区分	用途規模等	実施頻度等
1号査察対象物	第17条第2項の規定による措置を講じている又は講じるべき防火対象物及び危険物製造所等（法第11条第1項の許可に係る製造所，貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。）	随時（違反処理又は是正指導を行うために必要な回数）
2号査察対象物	特定防火対象物及び非特定防火対象物のうち防災管理点検の特例の認定（法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第1項の規定による特例の認定をいう。）を受けたもの（1号査察対象物に該当するものを除く。）	3年に1回以上
3号査察対象物	非特定防火対象物（1号査察対象物，2号査察対象物及び4号査察対象物に該当するものを除く。）	5年に1回以上
4号査察対象物	令別表第一(四)項口に掲げる防火対象物及びそれと同一敷地内に存在する査察対象物（1号査察対象物及び5号査察対象物に該当するものを除く。）	5年に1回以上とし，通信査察により行うものとする。
5号査察対象物	危険物製造所等（1号査察対象物に該当するものを除く。）	3年に1回以上

備考 同一敷地内に区分の異なる査察対象物が複数存在する場合（危険物製造所等を含む。）については，主たる査察対象物の実施頻度による。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(消防局予防部規制指導課)